

1集

埼玉県 の 産 業 立 地

平成16年度に入り、立地に関するお問い合わせが急増しており、企業の設備投資は回復傾向にあるように見受けられます。県では、この機会を捉え、多くの企業の皆様に埼玉県でご活躍いただきたいと考え、様々な施策に取り組んでいます。

埼玉国際ビジネスサポートセンターがオープン！

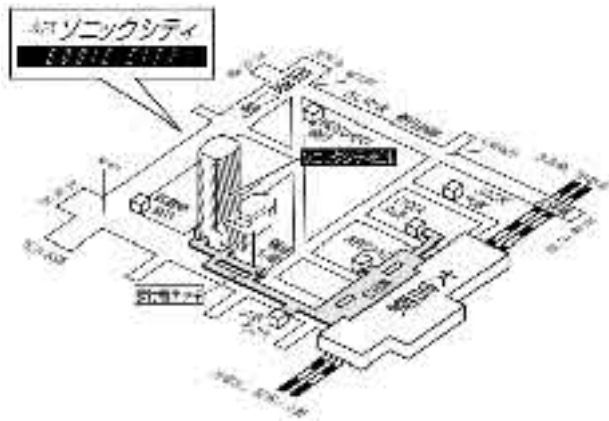
県内企業の海外取引や外資系企業の対日ビジネスを支援する総合相談窓口として、県では、さいたま市、さいたま商工会議所と共同で、「埼玉国際ビジネスサポートセンター」を設置しました。同センターでは、外資系企業の誘致も進めています。

場 所 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル8階

電 話 048-647-4156 FAX 048-647-4157

利用時間 月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始は除く)

〈センターの主な業務〉



○専門アドバイザーによる貿易・投資・対日ビジネス相談: 経験豊富なアドバイザーが、ジェトロのネットワークやデータベース等を活用するとともに、「埼玉県海外取引アドバイザー」と連携し、皆様の様々な相談にお答えします。

○セミナー・講演会等による情報提供: セミナーや講演会を開催し、中国ビジネス、海外技術契約、貿易実務などの情報を提供します。

○展示会・商談会開催・出展支援: 国内および海外での展示会・商談会の実施、出展を支援します。

○企業ホームページ作成支援: 国際ビジネスには英語等外国語

での情報発信が必須です。HP作成をお手伝いします。

○ファシリティ・サービス: ①対日ビジネスを計画している外国企業等に、最長1年間無料でインキュベーション・ブースをお貸ししています。②図書コーナーでは、国際契約書式・各国輸入規制情報・中国進出マニュアル等を閲覧できます。

県 企 業 局 の 工 業 団 地

現在、県内9カ所の工業団地を分譲しています。割賦分譲や使用貸借特約付分譲をご利用いただけるほか、秩父みどりが丘工業団地ではリース制度も扱っています。* また、分譲成約に結びついた企業情報の提供に対し、一定の報酬を支払う「分譲成約報酬制度」もあります。*

*制度の利用にあたっては、条件があります。

詳しくは、県企業局分譲推進課 (TEL 048-830-7123) へ。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A90/BT00/kigyuu/index.html>



工場等を立地・操業する企業の皆様、補助金制度をご利用ください！

地域経済の活性化と雇用の創出に貢献する企業立地を促進するため、新たに工業団地の分譲を受けて工場等を設置する企業などに対して、土地・建物の不動産取得税相当額（最大2億円）を補助金として交付しています。この「埼玉県産業立地促進補助金制度」は、従来、平成15年度末までの土地取得を対象としていましたが、交付条件の改正を行った上で、5年間延長しました。

【制度の概要】

対象期間	土地売買契約（借地契約）の締結が平成16年4月1日から平成21年3月31日までのもの	
対象業種	製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業（新規分譲の工業団地に限り、流通加工施設を含む）	
交付条件	取得形態	土地を取得（借地）し、工場等を建築（取得）すること
	規模	敷地面積1,000㎡以上かつ建築面積500㎡以上であること（新規分譲の工業団地に立地する場合を除く）
	新規雇用	新たに雇用する従業員が5人以上であること（新規分譲の工業団地への立地、自然科学研究所の立地を除く）
	操業開始	土地売買契約（借地契約）締結後、3年以内に操業すること
	届出期間	土地売買契約（借地契約）締結後、3カ月以内に土地売買契約（借地契約）届出書を提出すること
	納税	不動産取得税を納期限内に完納すること
補助額	不動産取得税相当額（限度額1億円。ただし、県企業局が新規に分譲する工業団地に立地する場合は限度額2億円）	

工場立地法が改正されました！

工場立地法は、製造業、電気・ガス・熱供給業で、敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積の合計が3,000㎡以上の大規模な工場（「特定工場」といいます）が、工場の新設・増設をする場合（届出内容の変更をした場合を含む）に、その内容を事前に届出しなければならないと定めた法律です。平成16年3月30日に一部改正され、生産施設率等が緩和されました。

- 生産施設率の緩和：敷地面積に対する生産施設面積の割合が、業種によって緩和されました。
例：化学工業（印刷インキ製造業） 改正前30%→改正後40%
- 屋上緑化：建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の百分の二十五まで緑地面積に算入が認められるようになりました。
- 環境施設：噴水・水流・池その他の修景施設、屋外運動場などの他に、雨水浸透施設（同施設が地表に出ている部分だけ）が環境施設として認められるようになりました。

☆立地関連情報HP:「彩の国さいたま産業立地情報」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A07/BE00/yuuchi/forum.html>

問合せ 県地域産業課（TEL 048-830-3767 FAX 830-4812 E-mail a3750-05@pref.saitama.lg.jp）



有加藤牧場 日高市旭ヶ丘578 TEL 042-989-2395 www.baffi.ne.jp
プラント工場と牧場を見学できます。ジェラートなど乳製品の直売所もあります。（見学は要予約）

※詳細は、<http://www.sainokuni-kanko.jp/wanpaku/tanken-all.pdf> をご覧ください。